

令和7年12月19日招集

令和7年

第9回若桜町議会臨時会会議録

(令和7年12月19日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長		上川恭子	
書記		秋田恵理香	
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第109号	令和7年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	原案可決
2	議案第110号	令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
3	議案第111号	令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
4	議案第112号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
5	議案第113号  議員提出議案	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
6	第5号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
7	第6号	若桜町議会ハラスメント防止条例の制定について	原案可決

## 令和7年第9回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和7年12月19日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応 招 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
不応招議員				
出 席 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	副 町 長	川戸 伸二
	政 策 統 轄 監	武 田 詮	総 務 課 長	山口由企夫
	福 祉 保 健 課 長	藤 原 祐 二		

令和7年12月議会臨時会  
会議の顛末  
(本会議 12月19日)

議長（川上守）

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、令和7年第9回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、中尾理明議員、山本晴隆議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第109号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第8号）、議案第110号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第111号 令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第109号 令和7年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,311万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億517万3千円とするものでございます。

歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、母子家庭等対策総合支援事業費補助金103万3千円を、県支出金では鳥取県物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金6万8千円を、繰入金では、財政調整基金繰入金2,201万4千円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。民生費では、生活困窮世帯に対し、生活支援を行う物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業に14万円。子ども等の居場所づくりの運営支援として、地域食堂運営支援事業に155万円。老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金4万4千円をそれぞれ追加しております。また、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費等を各科目において合計2,138万1千円追加しております。

続きまして、議案第110号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、17万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,384万1千円とするものでございます。

はじめに歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、地域支援事業交付金8万8千円を、支払い基金交付金では、地域支援事業支援交付金2千円を、県支出金では、地域支援事業交付金4万4千円を、繰入金では、地域支援事業繰入金4万4千円をそれぞれ追加いたしました。

歳出では、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費等を地域支援事業費において合計23万2千円追加しておりますし、予備費におきましては、歳入歳

出総額の調整を行うため、5万4千円を減額しております。

続きまして議案第111号 令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的支出、事業費用におきまして、営業費用として、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費等23万3千円を追加しておりますし、また、予備費におきましては、歳入歳出総額の調整を行うため、同額の23万3千円を減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

### 日程第4

議案第112号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第113号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。上川町長。

### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第112号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第113号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第112号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等

に準じて、給与表及び期末勤勉手当支給月数等を改定することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

（全員協議室において詳細説明）

午前10時30分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第109号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第109号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第110号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号 令和7年度若桜町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第111号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとお

り可決されました。

議案第112号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第112号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第113号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議員提出議案第5号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。趣旨説明を求めます。梶原明議員。

#### 議員（梶原明）

議員提出議案第5号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月19日提出。提出者、若桜町議会議員梶原明。賛成者、若桜町議會議員山本安雄、同じく中尾理明、同じく森田二郎。

提出理由、諸般の状況により、期末手当について所要の改正を行うもの。なお、期末手当の額については、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、第3条第2項の規定を準用する。

概要、期末手当の支給月数を0.1月引上げ、実施は令和7年12月支給分から、施行期日と公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 議員（谷口貴）

はい、1番谷口貴。

#### 議長（川上守）

1番、谷口貴議員。

#### 議員（谷口貴）

今まで同様の議案に対して反対されていた方が賛成者になられているが、なぜなんでしょうか。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。梶原明議員。

#### 議員（梶原明）

提出事由もこのように書かせていただいております。そういうところを含め、このたびはそれぞれの考えの中から、賛同をなされたものであると考えております。

#### 議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

#### 議員（谷口貴）

はい、1番谷口貴。

#### 議長（川上守）

1番、谷口貴議員。

#### 議員（谷口貴）

提出理由の中には、反対されていた方が賛成者になられている理由が書いていないんですけども。だから先ほどの僕の質疑にちょっと、答えられていないような気がするんですけども。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。梶原明議員。

#### 議員（梶原明）

諸般の状況により、この賛成者になられるならないというのもございますが、各自、谷口議員がおっしゃられる方々において、何らかの変更になるお気持ちっていうか、そのきっかけがあって、このたび賛成者になられ

たものだと考えます。

### 議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

### 日程第6

議員提出議案第6号 若桜町議会ハラスメント防止条例の制定について、を議題とします。趣旨説明を求めます。梶原明議員。

### 議員（梶原明）

議員提出議案第6号 若桜町議会ハラスメント防止条例の制定について。

別紙のとおり、若桜町議会ハラスメント防止条例を制定することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月19日提出。提出者、若桜町議員梶原明。賛成者、若桜町議會議員山本安雄、同じく中尾理明、同じく森田二郎。

提出理由、本案は、若桜町議會議員が町民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不當に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境を害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、いかなるハラスメントも行って

はならないことから、議員の間におけるハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止及びその根絶のために必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

概要、1 この条例の目的、用語の定義、議長、議員の責務、研修等に関する事項について定める。2 申出窓口の設置、第三者委員会の設置に関する事項について定める。3 事実関係の把握、対応措置等に関する事項について定める。

施行期日は令和8年4月1日としております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第9回若桜町議会臨時会を閉会いたしました。ご苦労さまでした。

午前10時40分 閉会